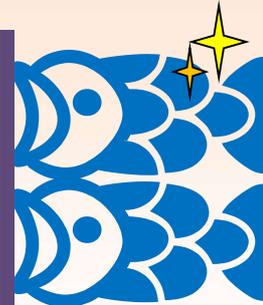


令和3年5月

中央公民館

今月のお知らせ



お問い合わせ 中央公民館 752-3080

● 講堂・体育館 ●

月日	催し物の名称	開場	開演	終演	入場方法	主催
5/23 (日)	ピアノ研究発表会	12:30	13:00	16:30	自由	アンダンテ

※ただし、会場の定員は175名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

● ギャラリー ●

月日	催し物の名称	展示・開催時間	主催
5/13(木)～ 5/16(日)	写真クラブ「虹」 写真展	10:00～17:00 初日 12:00～ 最終日 ～16:00	写真クラブ「虹」
5/18(火)～ 5/23(日)	第70回記念 春日部画友会展	10:00～17:00 初日 13:00～ 最終日 ～16:00	春日部画友会

※ただし、会場の定員は100名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

● 主催事業 ● - 受講者募集 -

催し物の名称	開催日程	内容	定員	受付・締切
「かすかベカフェ」	5/13 (木)	シニアのための お金の話 <small>会場：大会議室</small>	30名 (先着順)	電話または直接 受付中
野鳥観察会	5/22 (土)	庄和総合公園での 野鳥観察会 <small>少雨決行</small>	50名 (先着順)	電話または直接 受付中

■ 注意事項 ■

1. 主催事業以外の催し物に関しましては、各主催者へお問い合わせください。
 2. 入場券等の取り扱いは、公民館では一切行っておりません。
 3. 上記日程以外にも、サークル等（一般利用者）の利用があります。
空いた時間で、会場の利用をご希望の方は、中央公民館窓口までお問い合わせください。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況等によっては、催し物が中止となる場合があります。

❀ 今月の休館日 ❀

3日(月)、4日(火)、5日(水)、6日(木)、10日(月)
17日(月)、24日(月)、31日(月)

公民館へのアクセス
春日部市には16の公民館があります
是非お近くの公民館にお立ち寄りください



令和3年5月

特別
連載

公民館の役割について



—「今月のお知らせ」裏面をご覧くださいありがとうございます！—

今月より、お知らせの裏面を活用して「公民館の役割」について、わかりやすくお伝えしてまいります。あなたの知らなかった公民館の一面が、見えてくるかもしれません！？ぜひご一読ください。（お知らせの情報量によっては、連載をお休みする場合があります）

公民館とは・・・

公民館の目的

皆さんが普段ご利用されている公民館は、一体どのような目的で設置されているのでしょうか？

社会教育法第20条には「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」とあり、公民館の目的として掲げられています。

この条文にあるように、公民館は地域の人々にとって身近な学習の足場となる場所であること、人々の交流の場として重要な役割を果たすことを目的として設置されています。

Q

公民館クイズ（答えは表面をご覧ください）

春日部市には、いくつ公民館があるのでしょうか？

「社会教育」と公民館

公民館を語るうえで欠かせないキーワードは、「社会教育」です。

人は生涯において、さまざまな場所、時間、方法により、自発的な学習を行います。そして、その成果を発揮できる社会を実現することが求められます。（その多様な学習のことを「生涯学習」といいます。）

この生涯学習の理念を実現させるための重要な教育の一つが、「社会教育」です。社会教育法第2条に、「学校教育法（中略）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義されています。

つまり、学校教育以外の学習活動を総じて「社会教育」といいます。

公民館は「社会教育施設」であり、人づくり、地域づくりを主として、新たな縁の構築を担う、地域の方々のための学習拠点であるといえます。

▼次回は「公民館の歴史」を特集します！